

岩手県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成23年1月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所在	地番	地目	用途	地積	特に減じる地積
				m ²	m ²
北上市上江釣子10地割	61番	田	田	304	170
〃	294番1	〃	〃	1,013	995
北上市上江釣子11地割	46番	〃	〃	803	143
〃	76番	〃	〃	674	160
〃	161番1	〃	〃	1,011	70
〃	163番1	〃	〃	1,013	35
〃	190番1	〃	〃	1,014	341
〃	255番	〃	〃	995	491
北上市上江釣子12地割	1番	〃	〃	819	161
〃	33番	〃	〃	932	65
〃	42番	〃	〃	591	456
〃	81番1	〃	〃	1,192	92
〃	157番1	〃	〃	1,018	339
北上市上江釣子13地割	52番	〃	〃	339	149
北上市鳩岡崎5地割	96番1	〃	〃	396	66
〃	277番1	〃	〃	255	43
北上市鳩岡崎6地割	77番	〃	〃	502	115
北上市北鬼柳12地割	1番1	〃	〃	446	132